

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第90号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北福祉事務所、中京福祉事務所、下京福祉事務所及び深草福祉事務所の款中「北福祉事務所」の右に「、左京福祉事務所」を加え、同表上京福祉事務所、東山福祉事務所及び西京福祉事務所の款中「、東山福祉事務所」を削り、同表左京福祉事務所及び醍醐福祉事務所の款中「左京福祉事務所及び醍醐福祉事務所」を「東山福祉事務所及び洛西福祉事務所」に改め、同表健康福祉部の項中「保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長」を「保護係長」に改め、同表山科福祉事務所の款中「山科福祉事務所」の右に「及び右京福祉事務所」を加え、同表健康福祉部の項中「保護第七係長」を削り、同表右京福祉事務所の款中「右京福祉事務所」を「伏見福祉事務所」に改め、同表健康福祉部の項中「保護第六係長」を「保護第六係長 保護第七係長 保護第八係長」に改め、同表洛西福祉事務所の款を削り、同表伏見福祉事務所の款中「伏見福祉事務所」を「醍醐福祉事務所」に改め、同表健康福祉部の項中「保護第五係長 保護第六係長 保護第七係長 保護第八係長」を削る。

第5条健康福祉部の款健康長寿推進課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条子どもはぐくみ室の款中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用の調整及び要請の実施並びに細野保育所への入所（年度当初のものに限る。）に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)